

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	タービンを起動し、発電開始前に行う発電機に係わる試験の準備を行っていたところ、発電機保護に関する警報が発生し、タービンが自動停止した。なお、原子炉については、停止していない。	A	6月8日公表済 (PDF22KB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置制御盤監視用TVモニタに操作不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
2	2号機	原子炉保護系スクラムサブチャンネルトリップ試験において、過渡現象記録装置に「機器障害」のメッセージの発生が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
欠番				6月10日再審議にて 6月2日NO.2と重複 のため削除
4	3号機	共用所内ボイラ（A）循環ポンプ冷却水フローグラス（2箇所）に汚れが認められたため、当該フローグラスを点検・清掃	D	
5	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A、B）シール水温度調整弁にグラブドリーク（1滴／6秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）レベル記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	主発電機密封油装置真空槽調整真空破壊弁用ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
8	3号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（B）ドレンチャンバに汚れが認められたため、当該チャンバを点検・清掃	D	
9	3号機	高圧復水ポンプ（C）軸受振動記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	3号機	制御棒駆動水圧系に「スクラムパイロット弁空気ヘッダ圧力低」の警報発生が認められたため、当該部を点検・修理	C	
11	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関点検において、排気伸縮継手フランジ締付ボルトに固着及びフランジ部に損傷等（6箇所）が認められたため、当該部を交換	D	
12	4号機	燃料プール冷却浄化系循環ポンプ（A）出口逆止弁点検において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該シート面を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	原子炉建屋1階原子炉格納容器機器搬入口仮設足場プレートの階段で当社社員が右足を負傷したため、対応検討	B	
14	4号機	廃棄物処理系床ドレン廃液スラッジサージポンプ入口管洗浄水圧力計に指示不良（指針欠損）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
15	5号機	工具センタからの借用物品（懐中電灯）の紛失が認められたため、対応検討	D	
16	5号機	原子炉隔離時冷却系蒸気ドレン管ベント弁（2台）にシートパス（1滴/秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	主発電機密封油装置に「真空槽油面高」の警報発生が認められたため、当該部を点検・修理	C	
18	5号機	原子炉格納容器内温度に「圧力容器ベローズシール部エリア温度高」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
19	5号機	高圧復水ポンプ（A）軸受振動に「反カップリング側軸受水平方向振動大」の警報発生が認められたため、当該計器を点検・修理	C	
20	6号機	純水移送ポンプ（B）入口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）高圧蒸気止弁入口弁に弁ステムリークが認められたため、対応検討	C	
22	集中環境施設	高温焼却炉建屋1階廃棄物搬出ホイスト用ケーブルたわみ防止用フック留めピンに外れが認められたため、当該ピンを取付	D	
23	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器（A）加熱蒸気圧力調節弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで